

子ども向けユニバーサルデザイン啓発
パンフレット作成業務に係る提案公募実施要領

令和元年6月
高松市市民政策局政策課
ユニバーサルデザイン推進室

1 禁止事項及び要請事項

本提案公募要領の受領者に対して、「子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務」に関する提案の作成以外の目的で、本要領及び別紙に含まれる一切の内容の複写・引用・参照を行うこと、及び第三者に対して伝達すること、又は閲覧させることを禁止します。

さらに、本禁止事項の不履行によって生じる事態が、将来においても一切発生することがないように、本要領及び別紙に含まれる内容を管理することを要請します。

2 業務の概要

(1) 業務名

子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務

(2) 目的・内容

「子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務提案仕様書」(別紙1)のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

(4) 参考事業規模額

1,100千円(消費税及び地方消費税額を含む)

この金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

3 参加資格要件

本提案公募に参加できる者は、提案書提出期限から契約締結までの全期間にわたって、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 国又は地方公共団体から、今回提案する内容と同等程度以上の同種業務を受注した実績があり、かつ、当該業務を履行した実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市公示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 本市の物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿に登載されていない者が参加する場合は、次のアからウの要件を満たすこと。
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税並びに高松市税に滞納がないこと。
 - イ 高松市の個人市民税につき特別徴収義務を有する場合は、その義務を履行していること。
 - ウ 法人で、高松市内に事務所・事業所を有する場合は、事務所・事業所の開設届出がなされていること。

4 提案公募関係資料の配布

- (1) 配布資料
 - ア 本要領
 - イ 仕様書
 - ウ 事業者選定基準
 - エ 申請関係様式
 - (ア) 参加表明書（様式第1号）
 - (イ) 県内事務所・事業所一覧表（様式第2号）
 - (ウ) 会社概要書（様式第3号）
 - (エ) 誓約書（様式第4号）
 - (オ) 質問及び回答書（様式第5号）
 - (カ) 企画提案書（鑑）（様式第6号）
 - (キ) 業務実施体制（様式第7号）
 - (ク) 実績調書（様式第8号）
 - (ケ) 見積書（様式第9号）

(コ) 辞退届 (様式第 10 号)

(2) 配布方法

高松市ホームページ上からのダウンロードによる

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/universaldesign/udkodom.html>

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出すること。

ア 参加表明書 (様式第 1 号)

※ 会社名等を記載し、会社印を押印すること。

イ 県内事務所・事業所一覧表 (様式第 2 号)

ウ 会社概要書 (様式第 3 号)

エ 法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書 (税務署発行分 (その 3 の 3))、
個人事業主にあつては (その 3 の 2) (写し可)

オ 誓約書 (様式第 4 号) ※ 個人事業主のみ

カ 高松市税滞納無証明書 (写し可)

キ 特別徴収実施確認書 (写し可)

ク 営業証明書 (写し可)

ケ 実績調書 (様式第 8 号)

(ア) 本業務と同程度以上の内容及び規模での業務経歴を記載すること。ただし、
発注者は、国及び地方公共団体に限る。

(イ) 記載した業務の契約書等、業務実績が客観的に把握できる書類の写しを添付
すること。

(2) 提出部数

(1) のア～ケを各 1 部

※ オについては、個人事業主の場合のみ、提出してください。

※ カ～クについては、「イ 県内事務所・事業所一覧表 (様式第 2 号)」で 1 を選
択した場合は不要です。

(3) 提出方法

持参又は郵送 (配達記録が残る方法に限る。) により、「(5) 提出場所」に提出す
ること。

(4) 提出期限

令和元年 7 月 12 日 (金) 正午まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間 (日曜日、国民の祝日に関する法律
に定める休日及び土曜日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで) とする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

なお、提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合、又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(5) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市市民政策局政策課ユニバーサルデザイン推進室

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和元年7月17日（水）までに通知する。

なお、参加資格に該当した者には該当した旨を、該当しなかった者には該当しなかった理由を通知する。

6 質問・問い合わせ及び回答

(1) 方法

本提案公募に関する質問・問い合わせは、質問及び回答書（様式第5号）を利用し、「子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務」という件名にて、電子メールで提出してください。提案公募要領等受領者以外から、また電話及び口頭による質問・問い合わせは受け付けません。

(2) 質問書受付期間

令和元年7月3日（水）午後4時まで

(3) 到着確認

電子メールの到着確認として、こちらへ届きましたら届いた旨のメールを返信します（午後5時以降及び閉庁日に受信したメールは翌開庁日）。到着確認のメールが届かない場合は、電話にてお問い合わせください。

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、問い合わせた事業者名を伏せて、全提案公募要領受領者に電子メールで回答します。回答は令和元年7月10日（水）まで随時行う予定ですが、遅れる場合はその旨通知します。

(5) 問合せ先

高松市市民政策局政策課ユニバーサルデザイン推進室

電話：087-839-2141

メールアドレス：seisaku@city.takamatsu.lg.jp

(6) 留意事項

次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の①から③までの順番とし、これにより難しい場合は、本市と受注者が協議して決めるものとする。

① 契約書

② 質問及び回答書

③ 仕様書

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書（鑑）（様式第6号）及び企画提案書

ア 構成

別添「子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務仕様書」を熟読の上、「子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務に関する事業者選定基準」に留意し、実施に当たっての考え方や手法等を提案すること。

また、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」「たかまつユニバーサルデザインマニュアル」に基づいた上で、ユニバーサルデザイン啓発映像を活用する仕組みや小学生に分かりやすく、興味をもってユニバーサルデザインについて学べる仕組（独自提案及び将来提案等）などを提案すること。

イ 書式等

(ア) 用紙サイズ：A4版（必要に応じてA3版も可）

(イ) 原稿の向き：縦・横自由

(ウ) 使用言語：日本語

(エ) 記号・略称等の使用：初出の箇所に、記号・略称等の説明を記述すること。

なお、審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響が出る可能性がある。

(オ) 表紙、目次を除き16ページ以内

ウ 提出部数

紙7部及びCD-R又はDVD-Rで1枚

(2) 業務実施体制（様式第7号）

ア 業務責任者を配置すること。

(3) 見積書（様式第9号）

ア 書式及び内容

(ア) 書式は、見積書（様式第9号）を用いること。

※ 宛先は「高松市長」とし、件名は「子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務」とすること。

※ 制作業務に係る全ての費用（消費税及び地方消費税を含む）を概算すること。

(イ) 見積書に内訳書（様式は任意）を添付すること。

構築に係る、具体的な項目、仕様、数量、金額等を記載すること。

イ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

※ 「正本」とは、会社印・代表者印の押印のあるものを指す。

※ 「副本」とは、会社印・代表者印の押印のないものを指す。

ウ 留意事項

- (ア) 見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入すること。
- (イ) 金額の訂正は認めない。
- (ウ) 消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。
- (エ) 消費税及び地方消費税については、税率 10%で計上すること。
- (オ) 具体的な内容が不明なもの、明らかに対象経費とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。

(4) 提出期限

令和元年7月19日（金）正午まで

(5) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市市民政策局政策課ユニバーサルデザイン推進室

(6) 提出方法

対面、郵送どちらでも可。ただし、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出すること。なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。また、到着時刻については、次の郵便追跡サービスに記録されている時刻による。到着確認の問合せには応じない。

<http://tracking.post.japanpost.jp/services/srv/search/>

8 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第10号）を提出すること。

9 ヒアリングの実施

企画提案者に対し、企画提案書等の内容について、次のとおり、ヒアリングを実施する。

(1) 実施予定日

令和元年7月23日（火）（予定）

※ 企画提案者は、企画提案書等の内容についての提案要旨説明を行う。

※ 詳細な実施日時及び会場については、「5 参加表明書等の提出（6）企画提案者の選定」時に、企画提案の有資格者に通知する。

(2) 所要時間

1事業者当たり30分

（企画提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答約15分）

(3) 説明者

原則、配置予定の業務責任者

(4) 留意事項

ア ヒアリングに係る費用は提案者において負担すること。

イ 機器（パソコン等）を使用する場合は提案者が準備すること。

なお、プロジェクタ及びスクリーンは本市にて準備するので、機器（パソコン等）を使用する場合は、事前に本市に連絡すること。

10 事業者の選定及び結果の通知

(1) 審査基準

「子ども向けユニバーサルデザイン啓発パンフレット作成業務に関する事業者選定基準」に基づき、提出された企画提案内容についての審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を特定者とする。

なお、審査は非公開とする。

(2) 結果の通知

選定終了後、企画提案書の特定、不特定について、文書により各企画提案参加者に通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、その企画提案が特定された者であっても、契約手続が完了するまでは、本市との契約関係は生じない。

(3) 次点繰上げ

特定者となった事業者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は特定者となった事業者が契約締結までの間に「3 参加資格要件」の要件を満たさなくなったとき、若しくは事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、提案評価第2位となった提案者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行う。

(4) 企画提案者が単独となった場合

企画提案者が1事業者のみの場合においても、審査において6割以上を獲得した場合には、当該企画提案者を特定者とする。

(5) 審査結果に対する問い合わせ等

審査結果に関する問合せ及び異議の申し立ては一切受け付けないこととする。

11 契約

受注候補者は、本市と提案書をもとに契約を前提とした仕様等の協議を行い、改めて見積書を提出してください。この協議に基づき、契約書を作成し、契約を締結します。

(1) 内容

契約の詳細については、仕様等協議の上で確定します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

ア 受注者は、契約締結時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はそれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当し、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 受注者は、契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(4) 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払うものとする。

1.2 決定の取消し

参加者及び受注予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受注予定者の決定を取り消すものとする。

(1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合

(2) 3の参加資格を満たさなくなった場合

(3) 定められた以外の手法により、審査員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

(4) 1.1の協議が不調に終わった場合

1.3 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負わない。

14 スケジュール

内 容	日 時	備 考
本提案公募の公告	令和元年 6 月 24 日 (月)	提案公募要領等は、政策課ユニバーサルデザイン推進室ホームページ上からダウンロードできます。
提案公募に対する質問期限	令和元年 7 月 3 日 (水) 午後 4 時まで	質問及び回答書 (様式第 5 号) を利用し、電子メールで提出してください。
提案公募に対する質問回答	令和元年 7 月 10 日 (水)	その都度、全質問業者に電子メールで回答するとともに、全体を政策課ホームページに掲載します。
参加表明書等の提出期限	令和元年 7 月 12 日 (金) 正午まで	参加表明書及び応募資格に必要な書類 (本公募要領「5 参加表明書等の提出」参照) を提出してください。 ①提出方法：持参又は郵送等 ②提出先：高松市政策課 ユニバーサルデザイン推進室
企画提案書等の提出期限	令和元年 7 月 19 日 (金) 正午まで	①提出方法：持参又は郵送等 ②提出先：高松市政策課 ユニバーサルデザイン推進室
ヒアリング	令和元年 7 月 23 日 (火) 【予定】	開催日時、場所、留意事項等は別途通知します。
提案評価第 1 位通過者の決定及び選定結果の通知	令和元年 7 月下旬～8 月上旬	すべての企画提案者に通知します。

15 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者 (市との契約の相手方) が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等 (物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。) からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※ 契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html)

16 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

17 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

- ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

（http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/compliance.html）

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

契約監理課ホームページ

（http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kokuho/kenko/shimeiteishi.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf）

18 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。また、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (5) 提出物のうち、特定されたものは、特定後一定の間、評価結果とともに公開することがある。

なお、選定されなかった企画提案書についても公開することがある。

- ※ 非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。但し、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではない。

- (6) 本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに、特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。

19 関連資料

- 高松市ユニバーサルデザイン基本指針

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/universaldesign/universal/index.files/20947_L11_sisin2.pdf

- ユニバーサルデザイン啓発パンフレット

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/universal_pamph.html

- ユニバーサルデザイン啓発動画「みんなでUDしよう！～認めあい、支えあい、おもてなしの心で暮らすまち 高松～」

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/universaldesign/udmovie.html>

- 高松市共生社会ホストタウン活動計画

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/toshi/kokusai/kokusaikoryu/hosttown.files/29252_L22_2.pdf

- 障害者差別解消法

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kenkou/shogai_shien/shogai_fukushika/sabetsukaisho.html

- 高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kenkou/shogai_shien/syogai_up20190401-1.html

以上